

## 「平成26年8月京都府豪雨災害」義援金募集要綱

社会福祉法人 京都府共同募金会

## 1 趣 旨

平成26年台風11号による豪雨及び平成26年8月15日からの豪雨により被災された方への援護の一助として、京都府共同募金会（以下「本会」という）は、京都府内の被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

## 2 義援金の名称

平成26年8月京都府豪雨災害義援金

## 3 受付期間

平成26年8月25日（月）から平成26年10月31日（金）まで

## 4 義援金受入れ口座

| 金融機関   | 支店名            | 口座番号            | 口座名義               |
|--------|----------------|-----------------|--------------------|
| 京都銀行   | 府庁前            | 普通預金<br>4148917 | 社会福祉法人<br>京都府共同募金会 |
| ゆうちょ銀行 | 00930-8-173272 |                 | 平成26年8月京都府豪雨災害義援金  |

※京都銀行から振込の場合は、備考欄に「平成26年8月京都府豪雨災害」とご記入ください。

※京都銀行本店・支店間の窓口からの振込・ATM及びインターネットバンキングでの振込については、手数料は無料。

※ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口からの振込手数料は無料。

※ATMによる通常払い込みは有料となります。

なお、義援物資の取扱はいたしておりません。

## 5 現金書留による義援金の送金について（料金免除※）

（宛先）〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375番地

社会福祉法人 京都府共同募金会

※宛名のところに「救助用」と明記の上、送金ください。

## 6 義援金の配分

義援金については、「京都府災害義援金募集・配分委員会」で取りまとめを行い、配分基準に基づき被災地の各市町村を通じて、被災者に配分する予定です。

## 7 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付して下さい。

後日領収書を発行いたします。

平成26年8月22日制定。

平成26年8月25日改正。